10　ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．（略）

２．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

３．（略）

４．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

11　金属製のアクセサリーがん具のうち、乳幼児が飲み込むおそれがあるものは、次の試験法による試験に適合しなければならない。ここで、乳幼児が飲み込むおそれがあるものとは、次の図に示した寸法を持つ容器内に圧縮しない状態で置いたときに当該容器内に収まる大きさのものをいう。

（略）

⑴　（略）

⑵　鉛

鉛標準原液0.1mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLは鉛１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、鉛の検量線を作成する。ただし、鉛標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、鉛の濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、鉛の溶出量は90μg／ｇ以下でなければならない。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、鉛の補正値は30とする。

12　（略）

Ｂ　おもちゃの製造基準

１　おもちゃの製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第１に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、次の試験法による試験に適合する場合は、この限りでない。

試料の着色されている部分を、その表面積１㎠につき２mLの割合の40℃に加温した水に浸した後、時計皿で覆い、40℃に保ちながら時々かき混ぜて10分間放置し、これを試験溶液とする。試験溶液50mLを内径20㎜、外径24㎜、底から栓の下面までの距離20㎝で、５mLごとに50mLまで目盛りを付けた比色管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察するとき、着色料の溶出が認められてはならない。

10　ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．（略）

２．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

３．（略）

４．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

11　金属製のアクセサリーがん具のうち、乳幼児が飲み込むおそれがあるものは、次の試験法による試験に適合しなければならない。ここで、乳幼児が飲み込むおそれがあるものとは、次の図に示した寸法を持つ容器内に圧縮しない状態で置いたときに当該容器内に収まる大きさのものをいう。

（略）

⑴　（略）

⑵　鉛

鉛標準原液0.1mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLは鉛１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、鉛の検量線を作成する。ただし、鉛標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、鉛の濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、鉛の溶出量は90μg／ｇ以下でなければならない。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、鉛の補正値は30とする。

12　（略）

Ｂ　おもちゃの製造基準

１　おもちゃの製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第１に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、次の試験法による試験に適合する場合は、この限りでない。

試料の着色されている部分を、その表面積１㎠につき２mLの割合の40℃に加温した水に浸した後、時計皿で覆い、40℃に保ちながら時々かき混ぜて10分間放置し、これを試験溶液とする。試験溶液50mLを内径20㎜、外径24㎜、底から栓の下面までの距離20㎝で、５mLごとに50mLまで目盛りを付けたネスラー管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察するとき、着色料の溶出が認められてはならない。